

各 位

会 社 名	株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名	取締役社長 新井田 傳
(東証第一部	コード番号 <u>7 5 5 4</u>)
問い合わせ先	取 締 役
	管理本部長 武 田 典 久
T E L	0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
	http://www.kourakuen.co.jp/

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 17 日開催予定の第 39 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 10 条第 3 項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 10 条第 3 項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2</u> 当社は、前条の規定にかかわらず<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求) <u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 <u>3</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第11条</u> 〃 (条文省略) <u>第43条</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) <u>第7条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求) <u>第8条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 <u>3</u> 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備え置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第10条</u> 〃 (現行定款 第11条～第43条どおり) <u>第42条</u></p> <p><u>附 則</u> <u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 <u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
 定款変更の効力発生予定日

平成21年6月17日(水曜日)
 平成21年6月17日(水曜日)

以 上